

手 数 料 表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法施工規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。
実際に適用する手数料につきましては、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

1 【求職受付手数料】

求職（取扱職業のうち芸能、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル、マネキンの場合のみ）の申込を受理した場合、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

●求職の受付 1 件につき 690 円

●ただし、同一の求職者から求職の申込の受理が 1 ヶ月間に 3 回を超えては、申し受けません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

【届出制手数料に係る手数料表】

類型	サービスの種類及び内容	手数料の上限額及び負担者
共通	求人を受け付ける時の事務費用	<u>0 円</u>
共通	【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額) <u>50% （または 円）</u> ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額） <u>50% （または 円）</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
一般登録型	【職業紹介の不可サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額) <u>50% （または 円）</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【返金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入社後 2 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

① 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

② 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返金制度は適用しません。また、返金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許 可 番 号 22-ユ-300537

事業所の名称 アビリティ株式会社

事業所の所在地 静岡県浜松市東区神立町 118-14 両国ビル 2F